

表1 調査井戸数

項目	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査
カドミウム		3,166	27	117
全シアン		2,904	40	120
鉛		3,484	130	220
六価クロム		3,387	58	173
砒素		3,663	318	786
総水銀		3,234	35	157
アルキル水銀		762	21	38
PCB		1,830	21	53
ジクロロメタン		3,455	97	627
四塩化炭素		3,628	103	888
1,2-ジクロロエタン		3,300	120	872
1,1-ジクロロエチレン		3,651	215	1,890
シス-1,2-ジクロロエチレン		3,663	294	2,030
1,1,1-トリクロロエタン		3,717	187	1,820
1,1,2-トリクロロエタン		3,240	159	773
トリクロロエチレン		3,911	346	2,490
テトラクロロエチレン		3,922	346	2,509
1,3-ジクロロプロペン		2,940	71	347
チウラム		2,411	1	92
シマジン		2,478	1	92
チオベンカルブ		2,409	1	92
ベンゼン		3,485	96	466
セレン		2,713	35	119
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4,193	789	1,732
ふっ素		3,817	190	536
ほう素		3,396	59	301
全体		4,738	1,642	4,895

※備考：調査井戸総数は 11,138 本である。なお、同一井戸で複数区分の調査を実施している場合がある。

(参考)平成17年度全体	4,691	1,757	5,048
--------------	-------	-------	-------

※備考：調査井戸総数は 11,347 本である。

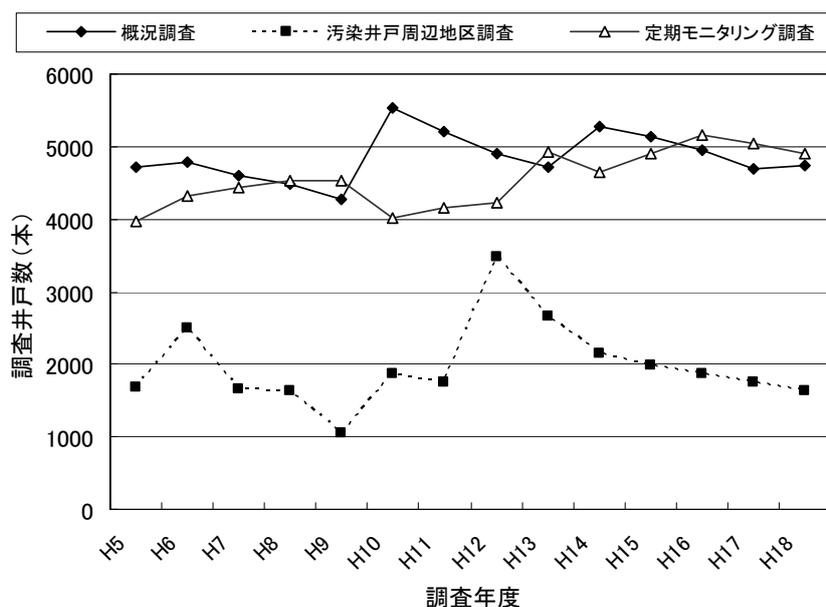


図1 調査井戸数の推移

表2 概況調査の結果

項目	概況調査結果					(参考)H17年度 概況調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	3,166	13	0.4	0	0	3,092	0	0
全シアン	2,904	0	0	0	0	2,830	0	0
鉛	3,484	131	3.8	8	0.2	3,374	15	0.4
六価クロム	3,387	5	0.1	0	0	3,286	0	0
砒素	3,663	374	10.2	78	2.1	3,457	61	1.8
総水銀	3,234	4	0.1	3	0.1	3,120	3	0.1
アルキル水銀	762	0	0	0	0	1,008	0	0
PCB	1,830	0	0	0	0	1,883	0	0
ジクロロメタン	3,455	3	0.1	0	0	3,381	0	0
四塩化炭素	3,628	37	1.0	3	0.1	3,554	3	0.1
1,2-ジクロロエタン	3,300	4	0.1	1	0.0	3,136	0	0
1,1-ジクロロエチレン	3,651	15	0.4	0	0	3,584	1	0.0
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,663	42	1.1	6	0.2	3,593	7	0.2
1,1,1-トリクロロエタン	3,717	54	1.5	0	0	3,739	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	3,240	6	0.2	1	0.0	3,127	0	0
トリクロロエチレン	3,911	105	2.7	6	0.2	3,968	11	0.3
テトラクロロエチレン	3,922	147	3.7	13	0.3	3,961	6	0.2
1,3-ジクロロプロペン	2,940	1	0.0	0	0	2,886	0	0
チウラム	2,411	2	0.1	0	0	2,322	0	0
シマジン	2,478	5	0.2	0	0	2,402	0	0
チオベンカルブ	2,409	0	0	0	0	2,319	0	0
ベンゼン	3,485	0	0	0	0	3,389	2	0.1
セレン	2,713	16	0.6	0	0	2,599	1	0.0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,193	3,592	85.7	179	4.3	4,122	174	4.2
ふっ素	3,817	1,281	33.6	32	0.8	3,703	30	0.8
ほう素	3,396	1,139	33.5	8	0.2	3,342	5	0.1
全体	4,738	4,095	86.4	320	6.8	4,691	297	6.3

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表3 汚染井戸周辺地区調査の結果

項目	汚染井戸周辺地区調査結果					(参考)H17年度汚染井戸周辺地区調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	27	0	0	0	0	56	0	0
全シアン	40	0	0	0	0	28	0	0
鉛	130	9	6.9	2	1.5	162	6	3.7
六価クロム	58	4	6.9	1	1.7	58	0	0
砒素	318	131	41.2	66	20.8	411	100	24.3
総水銀	35	3	8.6	3	8.6	108	6	5.6
アルキル水銀	21	0	0	0	0	77	0	0
PCB	21	0	0	0	0	30	0	0
ジクロロメタン	97	1	1.0	1	1.0	52	0	0
四塩化炭素	103	9	8.7	4	3.9	106	1	0.9
1,2-ジクロロエタン	120	1	0.8	1	0.8	55	0	0
1,1-ジクロロエチレン	215	2	0.9	0	0	264	4	1.5
シス-1,2-ジクロロエチレン	294	64	21.8	17	5.8	332	29	8.7
1,1,1-トリクロロエタン	187	4	2.1	0	0	207	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	159	5	3.1	2	1.3	74	0	0
トリクロロエチレン	346	75	21.7	15	4.3	370	21	5.7
テトラクロロエチレン	346	85	24.6	21	6.1	328	39	11.9
1,3-ジクロロプロペン	71	0	0	0	0	41	0	0
チウラム	1	0	0	0	0	4	0	0
シマジン	1	0	0	0	0	4	0	0
チオベンカルブ	1	0	0	0	0	4	0	0
ベンゼン	96	0	0	0	0	122	1	0.8
セレン	35	0	0	0	0	48	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	789	752	95.3	266	33.7	714	221	31.0
ふっ素	190	113	59.5	41	21.6	270	47	17.4
ほう素	59	21	35.6	4	6.8	145	9	6.2
全体	1,642	1,133	69.0	429	26.1	1,757	440	25.0

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表4 定期モニタリング調査の結果

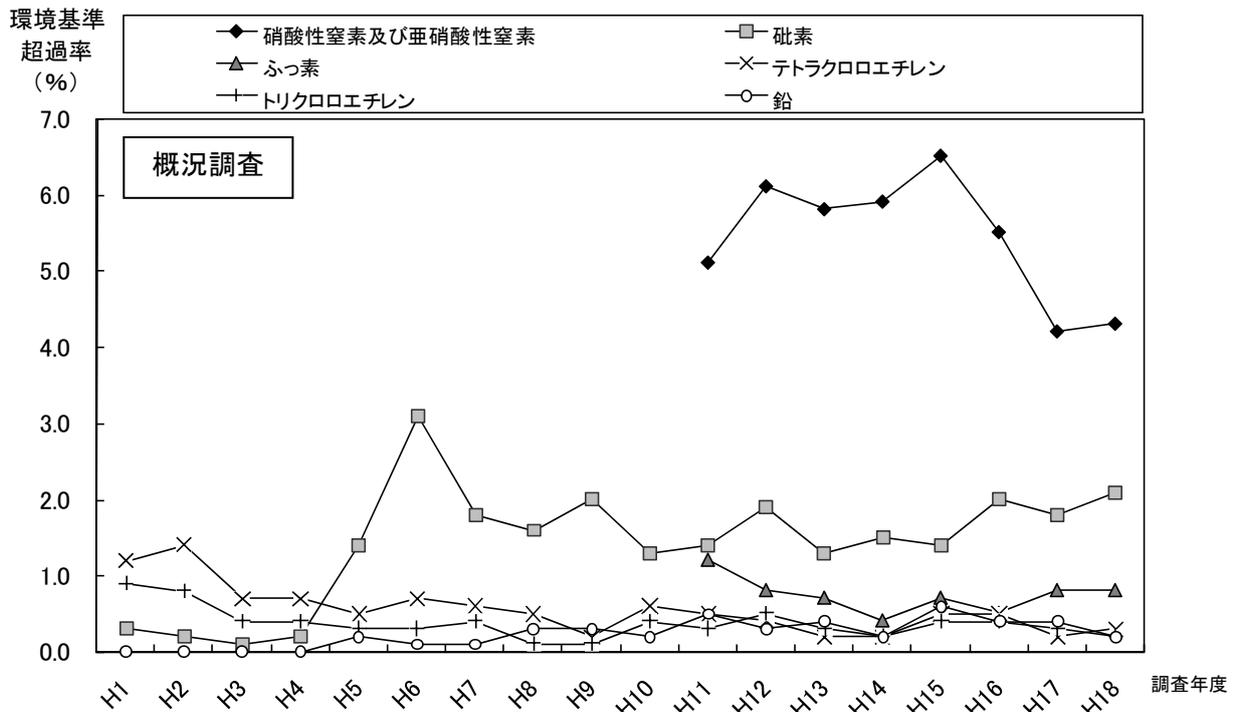
項目	定期モニタリング調査結果					(参考)H17年度定期モニタリング調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	117	0	0	0	0	216	0	0
全シアン	120	1	0.8	1	0.8	218	1	0.5
鉛	220	22	10.0	10	4.5	306	10	3.3
六価クロム	173	18	10.4	15	8.7	267	14	5.2
砒素	786	418	53.2	301	38.3	834	293	35.1
総水銀	157	19	12.1	14	8.9	256	14	5.5
アルキル水銀	38	0	0	0	0	34	0	0
PCB	53	0	0	0	0	61	0	0
ジクロロメタン	627	3	0.5	1	0.2	730	1	0.1
四塩化炭素	888	100	11.3	23	2.6	1,017	26	2.6
1,2-ジクロロエタン	872	26	3.0	8	0.9	1,102	7	0.6
1,1-ジクロロエチレン	1,890	158	8.4	33	1.7	2,026	46	2.3
シス-1,2-ジクロロエチレン	2,030	478	23.5	152	7.5	2,159	173	8.0
1,1,1-トリクロロエタン	1,820	230	12.6	0	0	2,123	1	0.0
1,1,2-トリクロロエタン	773	14	1.8	4	0.5	1,014	4	0.4
トリクロロエチレン	2,490	884	35.5	260	10.4	2,704	263	9.7
テトラクロロエチレン	2,509	1,258	50.1	537	21.4	2,710	559	20.6
1,3-ジクロロプロペン	347	1	0.3	0	0	437	0	0
チウラム	92	0	0	0	0	222	0	0
シマジン	92	0	0	0	0	222	0	0
チオベンカルブ	92	0	0	0	0	222	0	0
ベンゼン	466	11	2.4	3	0.6	517	3	0.6
セレン	119	0	0	0	0	218	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,732	1,657	95.7	715	41.3	1,815	651	35.9
ふっ素	536	270	50.4	103	19.2	601	108	18.0
ほう素	301	197	65.4	39	13.0	396	32	8.1
全体	4,895	3,941	80.5	1,978	40.4	5,048	1,950	38.6

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

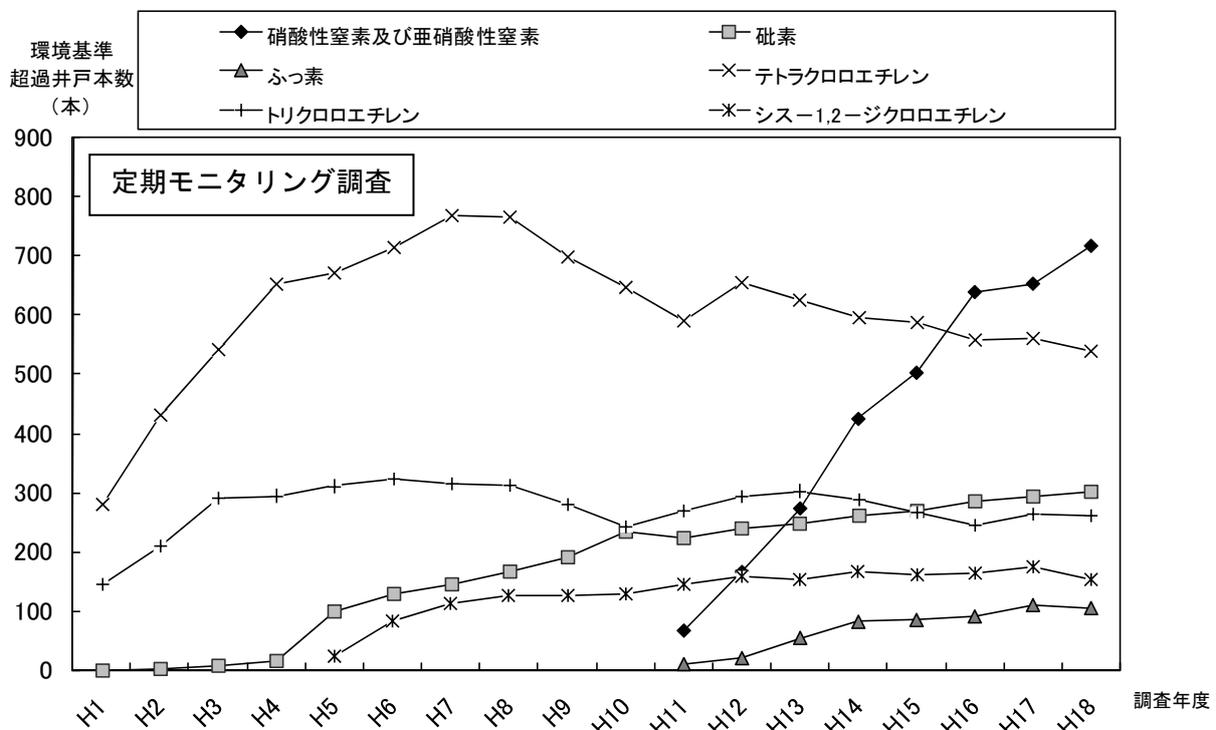


注1：概況調査における測定井戸は、年ごとに異なる。(同一の井戸で毎年測定を行っているわけではない。)

注2：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。また、平成5年に、砒素の評価基準は「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に、鉛の評価基準は「0.1mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。

注3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。

図2 概況調査における環境基準超過率の推移



注1：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。また、平成5年に、砒素の評価基準は「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に、鉛の評価基準は「0.1mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。

注2：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成11年に環境基準に追加された。

図3 定期モニタリング調査における環境基準超過井戸本数の推移